

令和8年8月24日開催
教育民生委員会協議会資料
健康福祉部地域福祉課

亀山市総合福祉計画 骨子案

令和8年8月

目 次

第1章 はじめに.....	1
(1)計画策定の背景.....	1
(2)計画策定の趣旨	2
(3)計画の役割.....	2
(4)計画の位置付け.....	3
(5)計画の期間.....	5
(6)SDGsとの関係整理	5
第2章 本市の地域福祉・障がい者福祉・高齢者福祉等を取り巻く状況と課題.....	6
(1)地域特性の概況.....	6
(2)市民意識と活動団体意見の把握.....	18
(3)現計画の主な成果と課題.....	24
(4)計画を取り巻く課題の整理	30
第3章 計画の基本的な考え方.....	34
(1)基本理念.....	34
(2)基本目標	35
(3)地域の捉え方	36
(4)亀山らしい「包括的支援」の充実・強化について.....	37
(5)計画の体系.....	38

第1章 はじめに

(1)計画策定の背景

従来、福祉分野においては高齢者、障がいのある人などの対象者ごとに、分野別に制度やサービス体系を専門分化し、公的支援の充実が図られてきました。

しかし、少子高齢化の進行や近年の経済状況、就業構造の変化等により、頼れる身寄りのいない高齢者や生活困窮者が増加するとともに、家族形態や価値観の変化等も進んできました。

同時に、地域住民が抱える福祉課題は、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど複数分野にまたがる複合的・複雑化したものが増加しており、既存の制度だけでは十分に対応できない状況が生じていることから、分野横断的な対応が求められるようになっていきます。

また、平成28年の「ニッポン一億総活躍プラン」に盛り込まれた「地域共生社会の実現」という考え方は、制度や分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、地域を共に創っていく社会を目指すものとされました。

さらに平成30年4月の社会福祉法一部改正において、地域福祉計画が各福祉分野の上位計画として位置付けられるなど地域共生社会の実現に向けて果たすべき役割が明確化されました。

こうした考え方は、その後に続く、市町村における包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業へと展開されていくこととなります。

そのような中、令和3年4月の社会福祉法の改正により、支援すべき人の属性や分野を越えた取組を柔軟に行う重層的支援体制整備事業が創設され、さらに、令和8年4月に閣議決定した社会福祉法等の一部を改正する法律案においては、「地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充」が明記されるなど、分野横断で対応する包括的支援の必要性がより一層求められています。

(2)計画策定の趣旨

こうした背景の下、本市においても、地域の福祉課題に対応するため、平成29年に「第2次亀山市地域福祉計画」を策定し、平成30年に社会福祉協議会が策定した第2次亀山市地域福祉活動計画とともに、『地域福祉を支える人材育成と自立支援』、『地域の連携で安心を生み出す環境づくり』及び『地域での助け合い・支え合い活動の促進』という3つの共通の基本目標に基づく施策を進めてきました。

また、両計画については、より実践的な取組を行っていくことを目的に、令和4年の「第2次亀山市地域福祉計画〔後期〕（計画期間：令和4年度～令和8年度）」からは一体のものとして策定しています。なお、同計画は、高齢者福祉や障がい者福祉分野の計画との整合を図るべく、当初設定した計画期間を1年延長しました。

高齢者福祉分野では、令和6年に「亀山市高齢者福祉計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）」を策定し、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、団塊ジュニアが65歳以上となる令和22年を見据えて、『地域包括ケアシステム』の深化・推進を図ってきました。

また、障がい者福祉分野では、平成30年に本市における障がい者施策全般に関わる基本理念や主要施策を定める「第2次亀山市障がい者福祉計画（計画期間：平成30年度～令和8年度）」を策定し、住み慣れた地域で、障がいのある人となない人を分け隔てることなく、ともに生活ができる共生のまちの実現を目指し、施策を進めてきました。

このたび、この3つの計画の令和8年度の終期を契機に複雑化・複合化する福祉課題への対応と地域での支え合いの取組をさらに深化・推進させ、本市の福祉施策をより効果的かつ横断的に展開することを目的として、福祉施策を総合的かつ計画的に推進する「（仮称）亀山市総合福祉計画」（以下「本計画」といいます。）として策定することとします。

(3)計画の役割

本市においても、これまで「地域共生社会」の実現を目指し、従来の「制度に人を合わせる」という考え方ではなく、複雑化・複合化した福祉課題や制度の狭間のニーズへの対応ができるよう、既存の分野ごとの仕組みを組み合わせ、オーダーメイド型で支援する重層的支援体制の整備を進めてきました。

具体的には、社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、併せて市には「司令塔」としての相談支援包括化推進員を配置することで、各相談窓口につながった福祉課題を「つながるシート」で受け止め、多機関連携による包括的な相談支援体制づくりを展開してきました。

一方で、相談支援に求められるものは、生活再建・就労・社会参加・交流の場や居場所・地域のつながりなど多種多様となっており、分野を越えた連携による支援の必要性が高まっています。

こうしたことから、本計画を策定することによって、各福祉分野で取り組まれてきた取組を全世代・全対象へと発展させつつ、重層的支援体制整備事業で培ってきた包括的な相談支援の取組をさらに深化・充実させるとともに、市と社会福祉協議会はもとより、福祉分野に関わる地域の担い手、団体や機関、福祉サービス事業所、市内企業などと目標や取り組むべき方向を共有し、分野を越えた官民のネットワーク化につなげていくものです。

さらに、その取組の先に、多様な人々が心身ともに健やかな日々を過ごせる「地域共生社会の実現」を目指すものです。

(4)計画の位置付け

本計画は、本市の総合的な福祉計画として、社会福祉法第107条に基づく地域福祉計画と老人福祉法第20条に基づく高齢者福祉計画(介護保険事業計画(鈴鹿亀山地区広域連合策定のものを一部再掲))、障害者基本法第11条に基づく障がい者福祉計画の3つの計画を共通の理念と方向性のもとに一体的に策定するもので、健康まちづくり計画・子ども計画と整合しつつ、福祉施策を総合的に推進するものであるとともに、地域防災計画など他分野の計画との連携・整合を図るものとします。

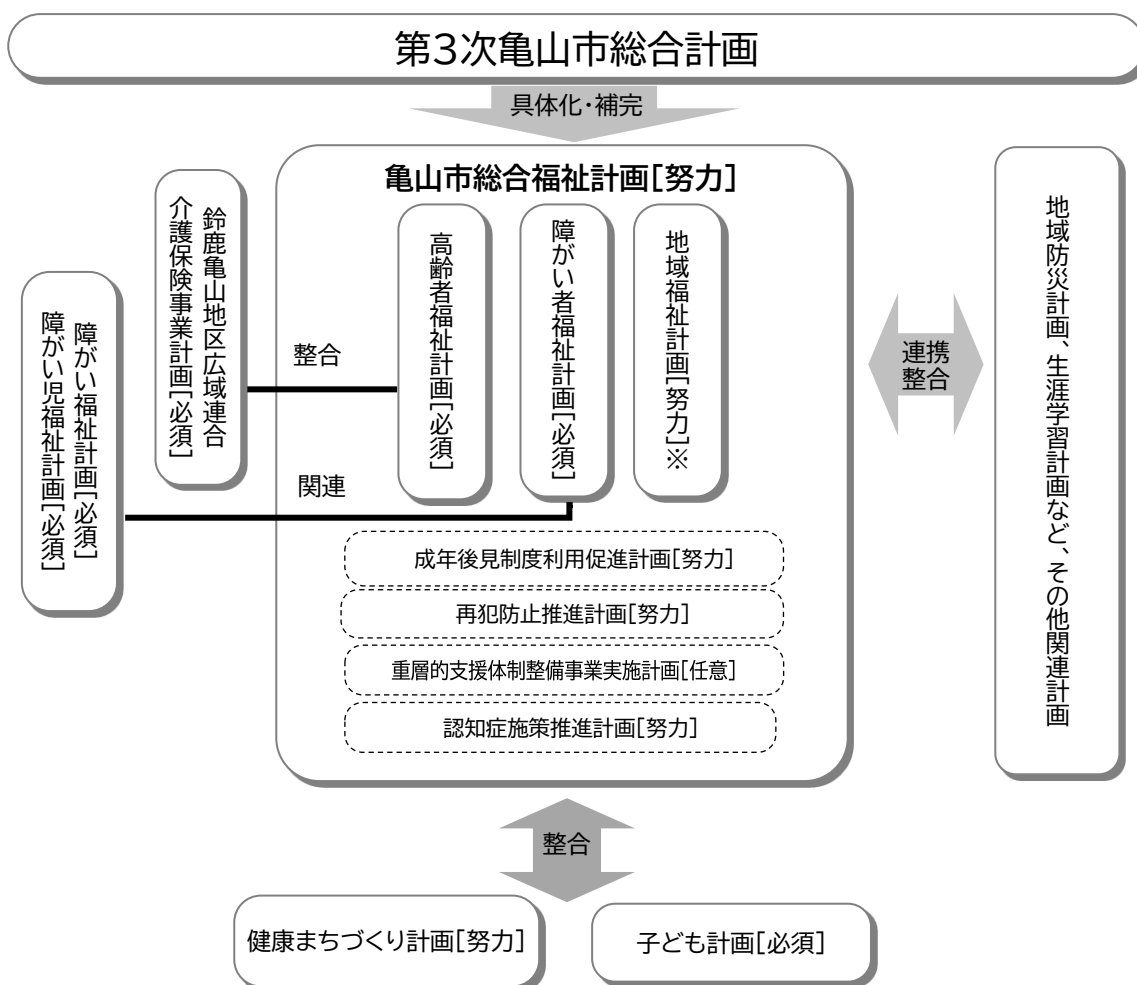
また、共生社会の実現に資する重要な手段である成年後見制度についての施策を進めるため、成年後見制度利用促進計画を包含するとともに、安全で安心な社会の実現に向け、再犯防止推進計画を包含する計画とします。

さらに、支援すべき人の属性や分野を越えた取組を柔軟に行うため、重層的支援体制整備事業実施計画としても位置付けます。

そのほか、高齢化の進展に伴い、認知症高齢者が増加している状況を踏まえ、新たに認知症施策推進計画を包含する計画とします。

それぞれの計画の法的根拠と近年の国・県における関係法制度等の主な動きは次頁のとおりです。

◆亀山市総合福祉計画の位置付け



◆計画の法的根拠

計画名称		概要	法的根拠	立案
地域福祉計画		地域住民の支え合いと公的支援の協働により、包括的な支援を行うための仕組みを作ることを目的とした計画	社会福祉法 第107条	努力
従来から ある計画 に包含されて	成年後見制度利用促進計画(※)	成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条	努力
	再犯防止推進計画	再犯防止等に関する施策の推進に関する計画	再犯の防止等の推進に関する法律第8条	努力
	重層的支援体制整備事業実施計画	市町村が地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するために重層的支援体制整備事業の推進に関する計画	社会福祉法 第106条の5	任意
障がい者福祉計画		障がい者福祉の方向性を明らかにし、施策を進めていくことを目的とした計画	障害者基本法 第11条第3項	必須
高齢者福祉計画		高齢者福祉の方向性を明らかにし、施策を進めていくことを目的とした計画	老人福祉法 第20条の8 第1項	必須
認知症施策推進計画		認知症施策の推進に関する計画	共生社会の実現を推進するための認知症基本法 第13条	努力

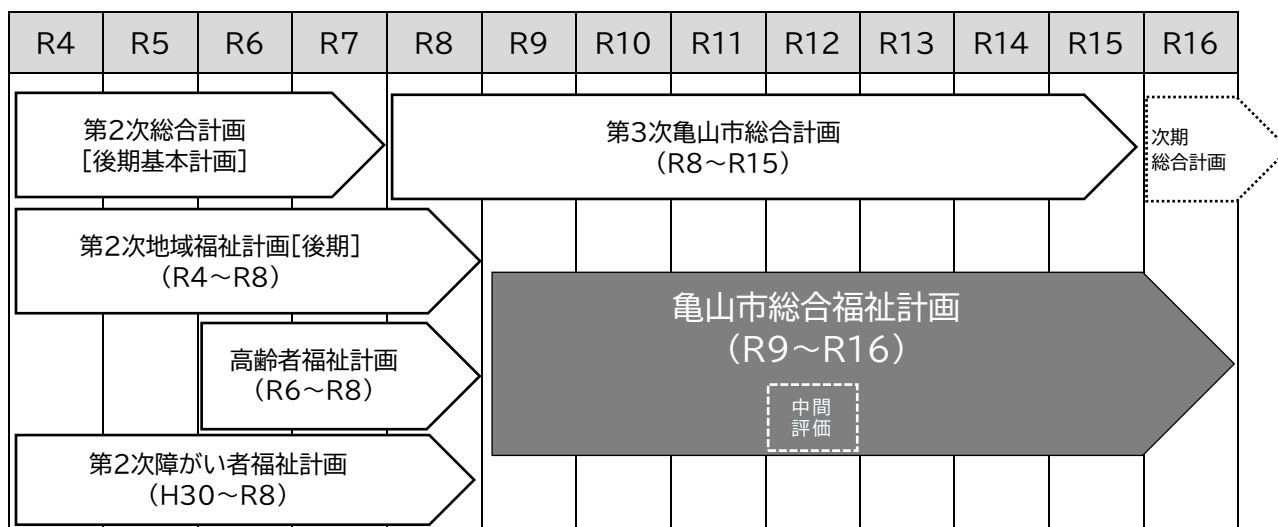
※障がい者福祉計画、高齢者福祉計画にも包含

◆近年の国・県における関係法制度等の主な動き

R3(2021)	[地域福祉]	改正社会福祉法 施行 ◆重層的支援体制整備事業(任意)の創設
	[障がい]	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 施行 ◆国・地方公共団体等の支援責務の明確化
R4(2022)	[成年後見]	第二期成年後見制度利用促進基本計画 閣議決定 ◆地域連携ネットワーク・中核機関の機能強化
	[障がい]	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 施行 ◆情報取得・利用及び意思疎通に係る施策の総合的推進
R5(2023)	[再犯防止]	第二次再犯防止推進計画 閣議決定 ◆就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用促進
R6(2024)	[高齢]	共生社会の実現を推進するための認知症基本法 施行 ◆市町村認知症施策推進計画策定の努力義務化 ◆認知症の人の尊厳、希望及び社会参加の重視
	[地域福祉]	孤独・孤立対策推進法 施行 ◆国・地方公共団体等による総合的な孤独・孤立対策の推進
	[障がい]	改正障害者差別解消法 施行 ◆民間事業者による合理的配慮の提供の義務化 改正障害者総合支援法等 主要部分施行(一部は R7) ◆地域生活支援体制、相談支援の充実
	[高齢]	認知症施策推進基本計画 閣議決定 ◆本人の声を起点とする認知症施策の総合的・計画的推進
R7(2025)	[地域福祉]	第二期三重県地域福祉支援計画 策定 ◆包括的相談支援体制及び重層的支援体制の整備促進
	[再犯防止]	第二期三重県再犯防止推進計画 策定 ◆就労・住居、保健医療・福祉等を通じた地域定着支援の推進
	[生活困窮]	改正生活困窮者自立支援法等 施行 ◆住まいに関する相談・居住支援の強化
	[障がい]	改正障害者総合支援法等 一部施行 ◆就労選択支援の創設
R8(2026)	[高齢]	三重県認知症施策推進計画 策定 ◆認知症の人が尊厳を保持し、希望を持って暮らせる地域づくり ◆本人参画、社会参加、意思決定支援、相談支援等の推進
R9(2027)	[地域福祉]	改正社会福祉法 施行 ◆包括的な支援体制の拡充(任意)の創設

(5)計画の期間

本計画は、令和9年度から令和16年度までの8年間を計画期間とします。
 なお、計画開始後4年目である令和12年度に中間評価を行います。



(6)SDGsとの関係整理

国連サミットにおいて平成27年9月に採択された「持続可能な開発目標－SDGs(Sustainable Development Goals)」は、令和12年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。地球上の「誰一人取り残さない」を基本理念に、17のゴール・169のターゲットから構成されています。

SDGsは国際的課題の解決に向けて世界的に取り組むものですが、それを達成するには、国はもとより、自治体・民間企業等の団体、それらを構成する一人ひとりの意識と行動が必要です。

そこで、本計画の策定に当たっても、SDGsの理念を踏まえることとし、基本施策に関わるゴールのアイコンを表示することとします。



第2章 本市の地域福祉・障がい者福祉・高齢者福祉等を取り巻く状況と課題

(1) 地域特性の概況

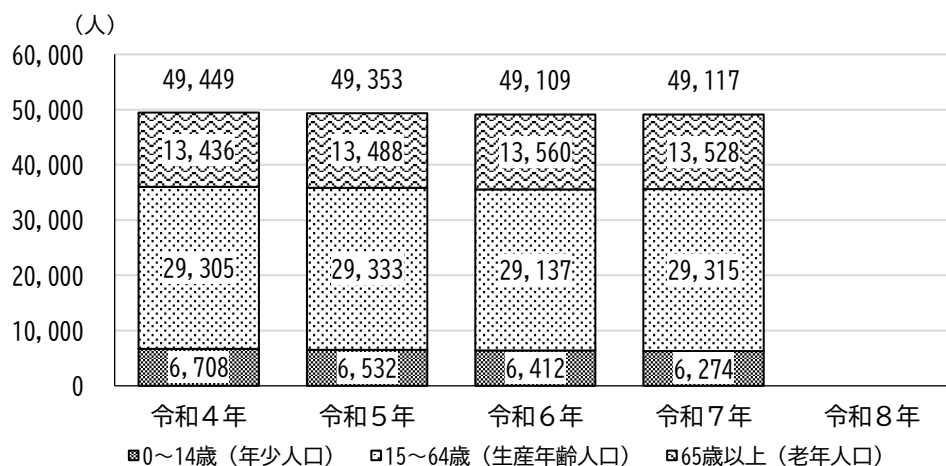
※本章は、令和8年7月時点の統計情報によって記載しています。

①人口の状況

ア) 総人口、年齢別人口の推移

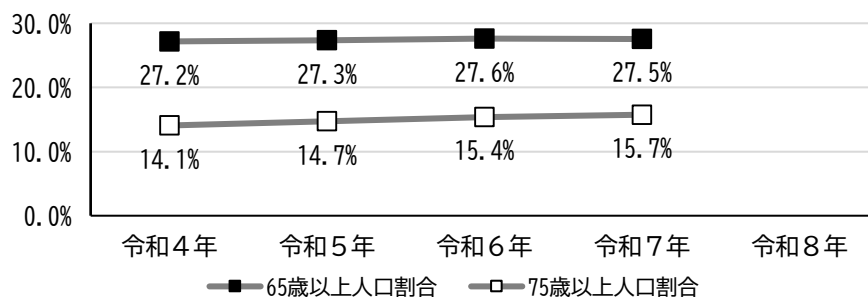
本市の総人口は横ばいからやや減少傾向にあり、令和7年10月1日現在の人口は49,117人となっています。また、年齢3区分別に見ると、年少人口は減少、生産年齢人口はおおむね横ばい、老年人口は増加傾向を示しています。高齢者人口の割合については、65歳以上人口の割合は、ほぼ横ばいで推移している一方、75歳以上人口の割合は年々上昇し、令和7年10月1日現在、75歳以上人口の割合は15.7%となっています。

◆総人口及び年齢別人口(3区分)の推移



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

◆高齢者人口割合の推移



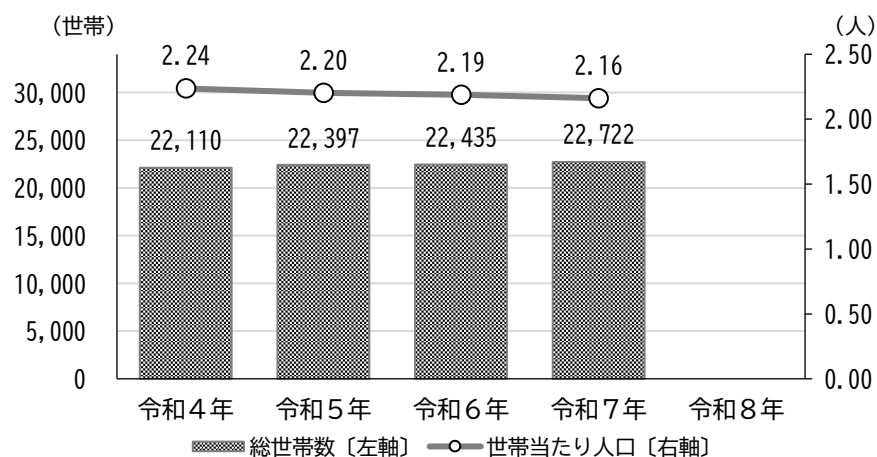
資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

イ) 総世帯数・世帯当たり人口の推移

本市の人口は、減少傾向にある一方で、総世帯数は増加し続けています。

また、世帯当たりの人口は減少が続いており、令和 7 年 10 月 1 日現在では 1 世帯当たり 2.16 人となっています。

◆総世帯数及び世帯当たり人口の推移



資料:住民基本台帳(各年 10 月1日現在)

ウ) 地区別人口の推移

地区(地域まちづくり協議会)別の人口推移を見ると、多くの地区で人口減少が進んでいます。令和4年から7年までの3年間で、坂下地区で11.7%、野登地区で8.0%、城東地区で7.8%、昼生地区で7.7%、加太地区で7.1%それぞれ減少しました。一方で、御幸地区では17.1%の人口増加が見られ、北東地区でも7.5%の増加となっています。

◆地区(地域まちづくり協議会)別人口の推移

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令7/令4
昼生	1,515	1,496	1,444	1,399		-7.7%
井田川南	5,013	4,990	5,012	4,991		-0.4%
井田川北	7,807	7,728	7,647	7,583		-2.9%
川崎	6,915	6,987	7,069	7,290		5.4%
野登	1,959	1,898	1,848	1,803		-8.0%
白川	724	705	699	685		-5.4%
神辺	2,945	2,970	2,933	2,911		-1.2%
野村	2,083	2,091	2,035	2,029		-2.6%
城東	716	691	662	660		-7.8%
城西	713	707	709	704		-1.3%
城北	3,751	3,777	3,766	3,749		-0.1%
御幸	770	872	875	902		17.1%
本町	1,889	1,881	1,851	1,893		0.2%
北東	1,138	1,186	1,207	1,223		7.5%
東部	2,905	2,894	2,928	2,934		1.0%
天神・和賀	1,611	1,603	1,558	1,519		-5.7%
南部	635	626	622	615		-3.1%
関宿	3,144	3,108	3,118	3,126		-0.6%
関北部	1,251	1,250	1,239	1,240		-0.9%
関南部	852	821	836	838		-1.6%
加太	883	844	827	820		-7.1%
坂下	230	228	224	203		-11.7%
市全体	49,449	49,353	49,109	49,117		-0.7%

資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

工) 地区別高齢化率の推移

地区(地域まちづくり協議会)別の高齢化率(65 歳以上人口割合)の推移を見ると、坂下地区で50%に達し、加太地区、白川地区、南部地区及び野登地区でも40%を超えています。

多くの地区で高齢化が進行しており、令和4年から7年までの3年間では、井田川北地区で3.4ポイント、白川地区で3.4ポイント、野登地区で2.9ポイント、坂下地区で2.8ポイントとそれぞれ高齢化率が上昇しています。一方、川崎、城西、城北、御幸、本町、北東、関宿及び加太の各地区では、高齢化率が低下しています。

◆地区(地域まちづくり協議会)別高齢化率の推移

	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令7/令4
昼生	38.5%	39.2%	38.9%	38.6%		0.1%
井田川南	23.1%	23.0%	23.2%	23.1%		0.0%
井田川北	22.4%	23.4%	24.8%	25.8%		3.4%
川崎	21.0%	20.6%	20.5%	20.1%		-0.9%
野登	38.8%	40.1%	41.4%	41.7%		2.9%
白川	40.2%	41.8%	42.5%	43.6%		3.4%
神辺	24.7%	25.0%	25.0%	25.2%		0.5%
野村	28.6%	28.1%	28.9%	28.6%		0.0%
城東	30.0%	31.0%	32.5%	32.7%		2.7%
城西	37.2%	36.1%	35.4%	35.2%		-2.0%
城北	20.6%	20.9%	21.1%	20.5%		-0.1%
御幸	23.1%	21.9%	22.5%	21.7%		-1.4%
本町	31.4%	31.5%	32.0%	30.7%		-0.7%
北東	29.1%	27.7%	27.8%	27.1%		-2.0%
東部	28.0%	28.4%	28.4%	28.7%		0.7%
天神・和賀	30.2%	30.4%	31.3%	31.4%		1.2%
南部	40.2%	41.1%	41.5%	42.0%		1.8%
関宿	35.8%	35.7%	34.9%	34.5%		-1.3%
関北部	25.6%	25.9%	26.0%	26.3%		0.7%
関南部	28.5%	30.0%	28.9%	29.2%		0.7%
加太	44.4%	44.9%	44.7%	43.8%		-0.6%
坂下	54.8%	54.8%	54.5%	57.6%		2.8%
市全体	27.2%	27.3%	27.6%	27.5%		0.3%

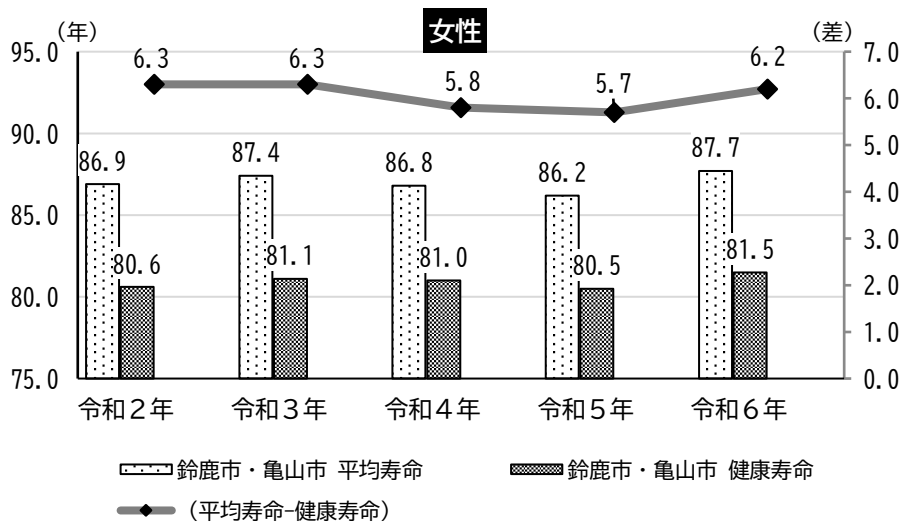
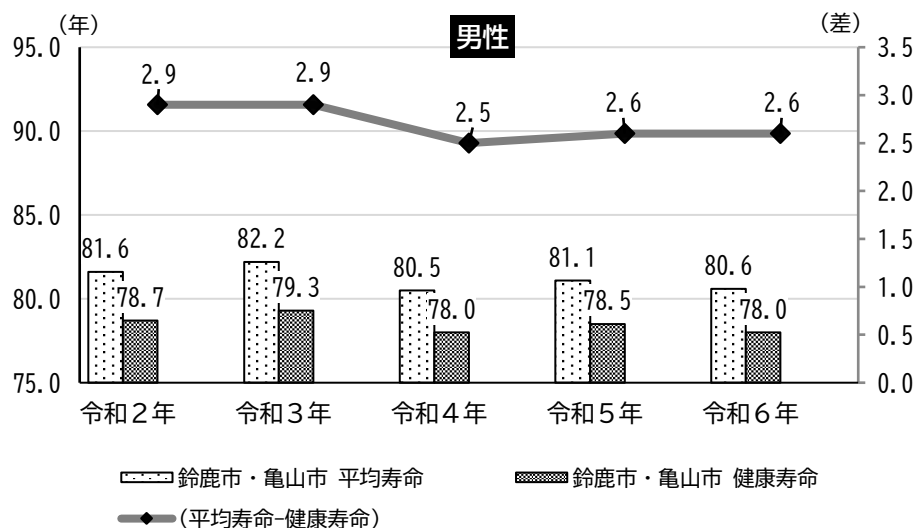
資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

②人口動態に関する状況

ア) 平均寿命と健康寿命の状況

亀山市が属する鈴鹿亀山地区広域連合における平均寿命と健康寿命の推移を見ると、男性は、令和3年から4年にかけて差が縮小し、その後は横ばいで推移しているのに対し、女性は延伸と縮小を繰り返しています。

◆鈴鹿亀山地区広域連合(鈴鹿市・亀山市)における健康寿命と平均寿命の推移

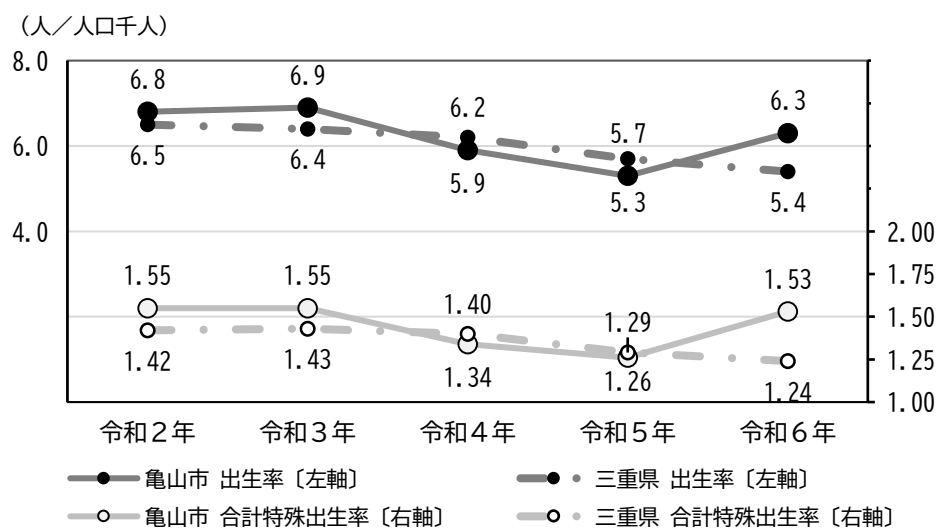


資料:三重県医療保健部健康推進課(三重県の健康寿命)

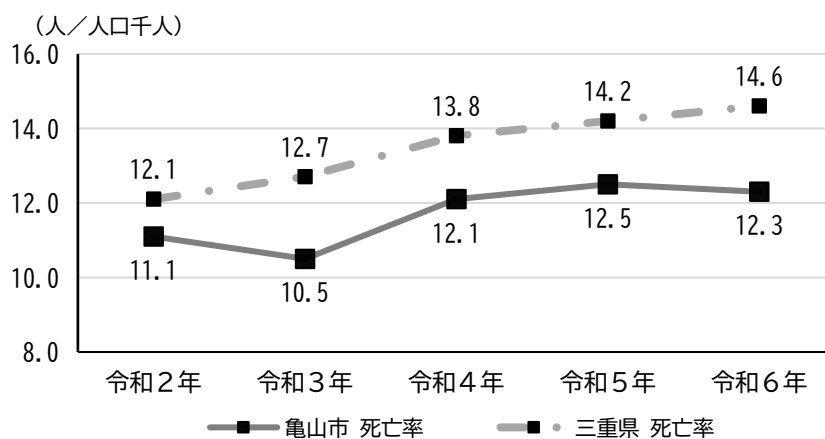
イ) 出生と死亡の状況

人口当たりの出生数・死亡数を示す出生率と死亡率の推移を見ると、出生率は令和3年から令和5年にかけては減少していましたが、令和6年は増加に転じ、死亡率はおおむね横ばいで推移しています。

◆出生率及び合計特殊出生率の推移



◆死亡率の推移



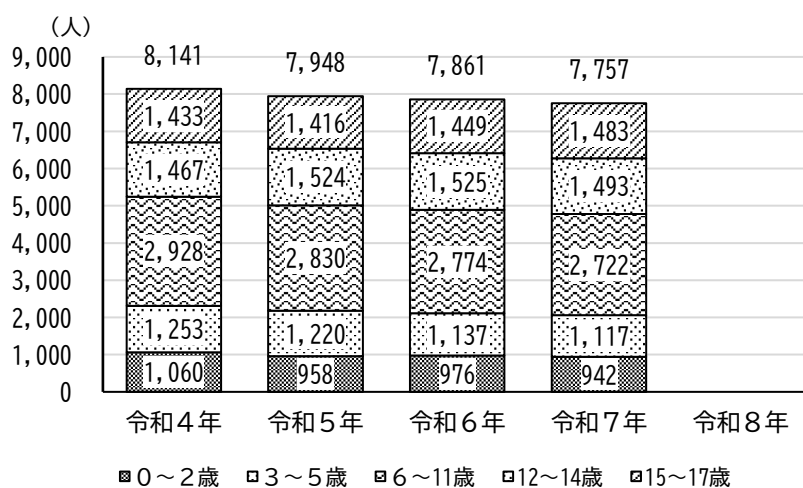
③属性別の状況

ア) 子どもの状況

児童福祉法に定める児童年齢である18歳未満の人口推移を見ると、就学前の0～2歳、3～5歳、そして小学生期に当たる6～11歳の層で減少が進んでいます。

一方で、中・高生期に当たる12～14歳及び15～17歳については、増減を繰り返しながらも横ばい傾向で推移しています。その結果、18歳未満の人口全体としては減少が続いています。

◆児童(18歳未満)人口の推移

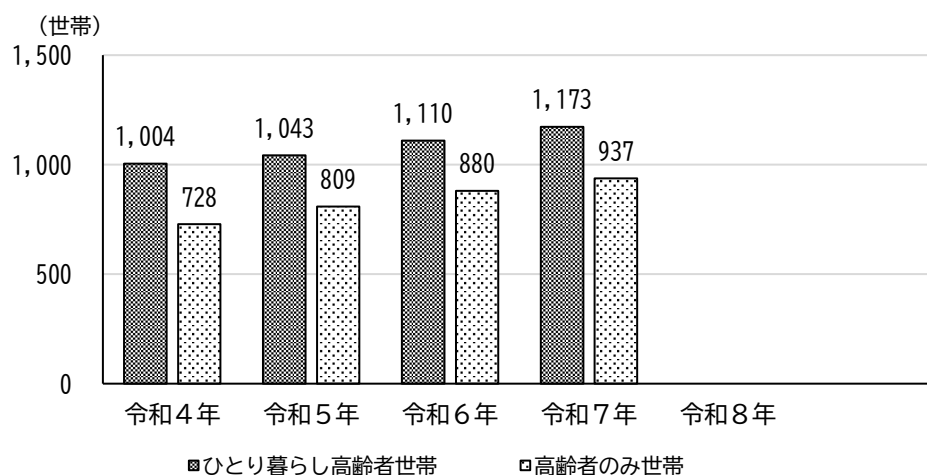


資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

イ) 高齢者の状況

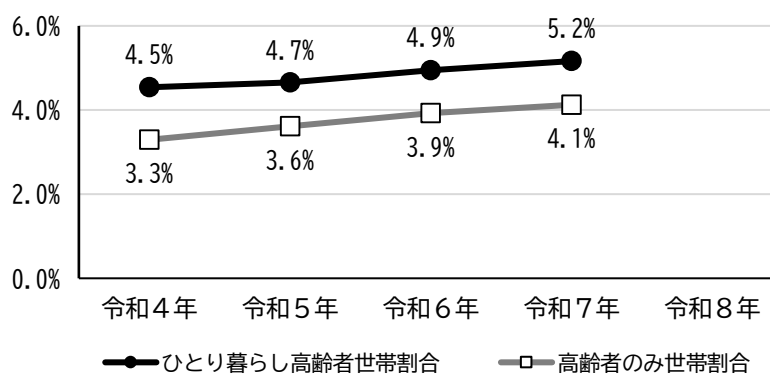
75歳以上のひとり暮らし高齢者数と高齢者のみの世帯数の推移を見ると、いずれも増加し続けています。ひとり暮らし高齢者世帯は令和4年から令和7年までの間に約1.2倍に、高齢者のみの世帯は約1.3倍に増加しています。また、それぞれが総世帯数に占める割合も上昇を続けています。

◆75歳以上のひとり暮らし世帯及び高齢者のみ世帯の推移



資料:健康推進課(各年 10 月1日現在)

◆75歳以上のひとり暮らし世帯及び高齢者のみ世帯の総世帯数に占める割合の推移



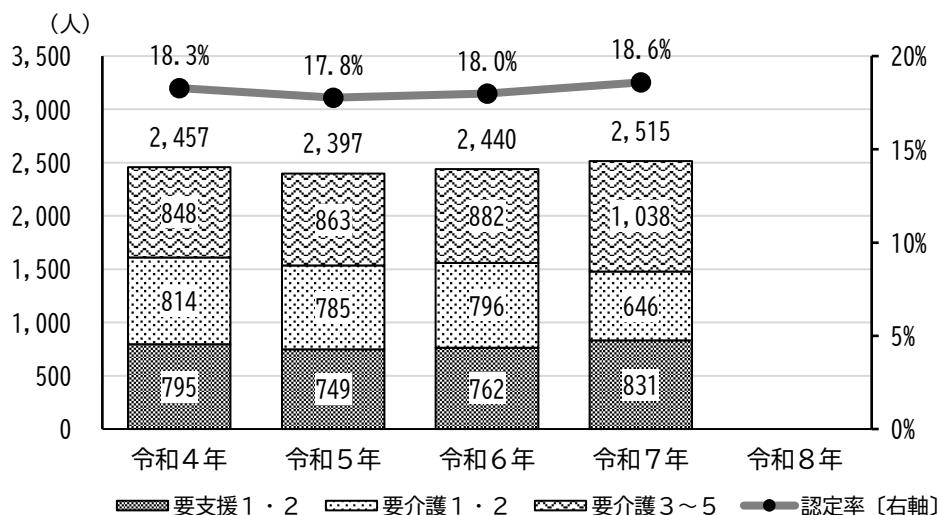
資料:健康推進課(各年 10 月1日現在)

ウ)介護保険の要支援・要介護認定者の状況

介護保険の要支援・要介護認定者数の推移を見ると、令和4年から令和5年にかけては減少していましたが、令和6年以降は増加に転じ、認定率も上昇しています。要介護度別では、要介護3～5の重度者の割合が徐々に高まっています。

認知症高齢者数の推移を見ると、令和4年から令和6年にかけては減少していましたが、令和7年は増加に転じています。

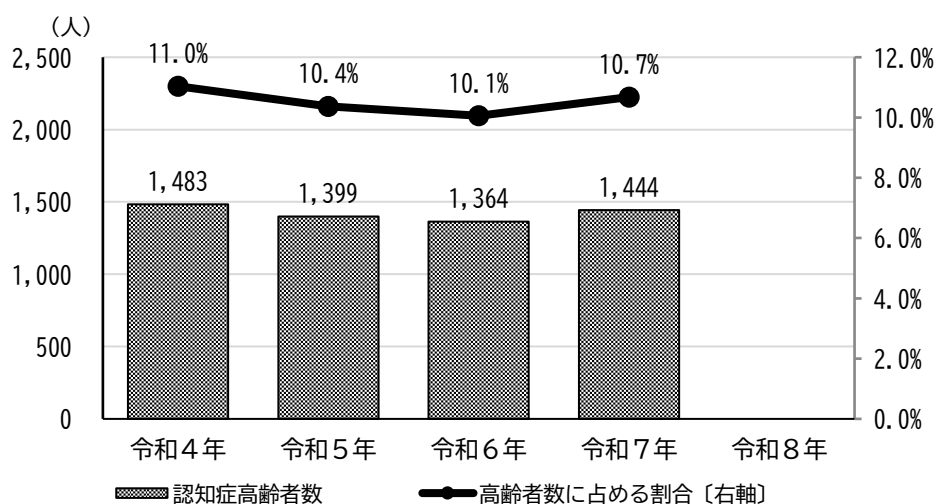
◆介護保険の要支援・要介護認定者数の推移



※認定率は、第2号被保険者(40～64歳)を含んだ認定者数を、65歳以上人口で割ったもの。

資料：鈴鹿亀山地区広域連合(各年10月1日現在)

◆認知症高齢者数と高齢者数に占める割合の推移



※要介護・要支援認定を受けている第1号被保険者及び第2号被保険者のうち、要介護・要支援認定に係る主治医意見書において認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の方。

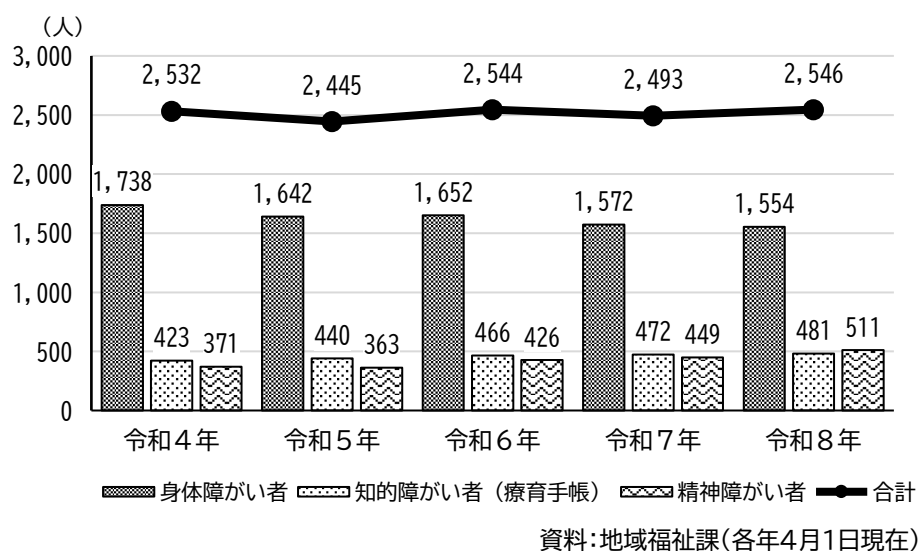
資料：鈴鹿亀山地区広域連合(各年10月1日現在)

エ)障がいのある人の状況

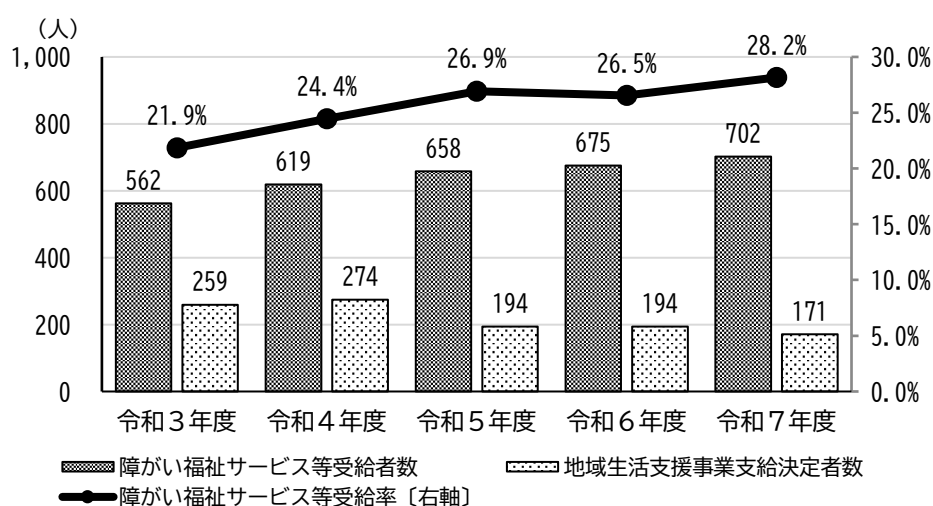
各障害者手帳の所持者数の推移を見ると、身体障がい者数が減少している一方で、知的障がい者数及び精神障がい者数は増加を続けています。特に、知的障がい者数は令和4年から令和8年までの間に約1.1倍、精神障がい者数は約1.4倍に増加しています。

また、障がい福祉サービス等の受給者数は年々増加しており、令和7年度には全障がい者(手帳所持者)の28.2%がこれらのサービスを利用しています。一方で、地域生活支援事業の支給決定者数は減少傾向にあります。

◆障害者手帳所持者数の推移



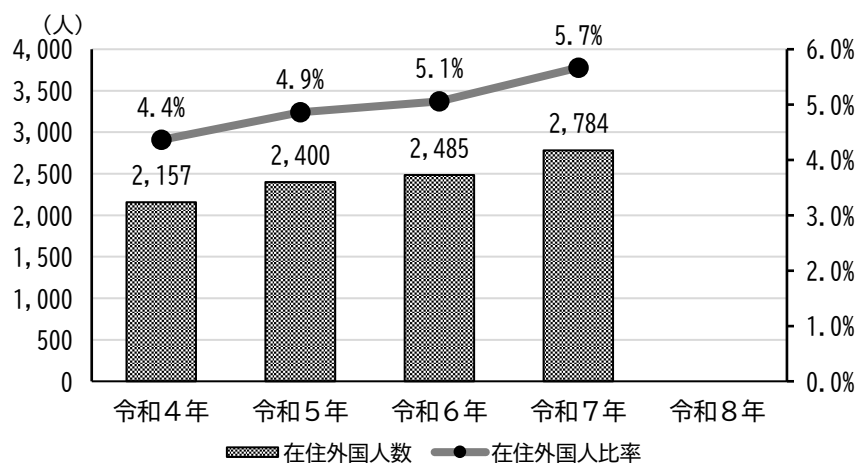
◆障がい福祉サービス等受給者数及び地域生活支援事業支給決定者数の推移



オ)外国人の状況

市内在住の外国人は増加傾向が続いており、令和4年から令和7年までの間に約30%増加しました。総人口に占める外国人の割合も上昇し、令和7年10月1日現在では5.7%となっています。

◆在住外国人数の推移

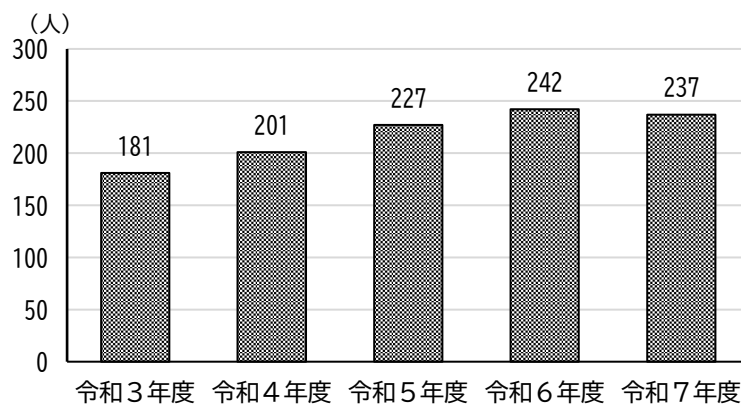


資料:住民基本台帳(各年10月1日現在)

カ)生活保護の状況

生活保護の状況を生活保護受給者数で見ると、おおむね増加傾向にあります。

◆生活保護受給者数の推移



資料:地域福祉課(各年度末現在)

キ)重層的支援体制整備事業による相談件数の推移

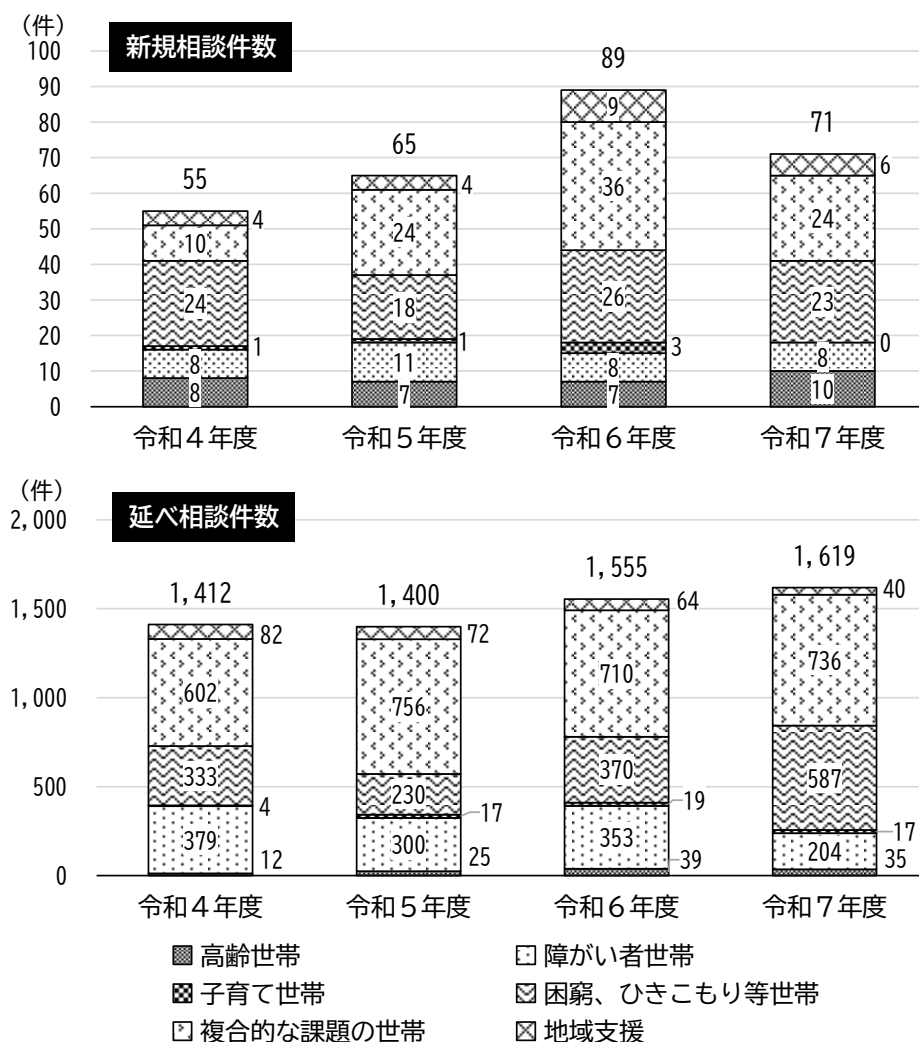
本市においては、生活困窮者対策はもとより、「8050問題」やひきこもりに対する支援ニーズの高まりを受け、令和4年度から重層的支援体制整備事業に取り組んできました。

この中では、大きく「個別ケースの相談・支援」と「地域に対する相談・支援」に分けられ、「個別ケースの支援」では、高齢世帯、障がい者世帯、子育て世帯、生活困窮・ひきこもり等の世帯への支援とともに、「複合的な課題の世帯」や既存制度では支援することが困難な「制度のはざまの世帯」に対して、訪問(アウトリーチ)を主とした相談支援を展開しています。

相談件数について見ると、事業開始以降増加してきた新規相談件数は令和6年度から令和7年度にかけて減少したものの、延べ相談件数は増加しており、1ケース当たりの相談回数が増えていることがうかがえます。

延べ相談件数を見ると、「複合的な課題の世帯」が最も多い一方で、「困窮・ひきこもり等世帯」が令和7年度に急増しています。

◆重層的支援体制整備事業による相談件数の推移



資料:社会福祉協議会(各年度末現在)

(2)市民意識と活動団体意見の把握

計画の策定に当たり、市民意識や活動団体等の実態・意見を把握するため、アンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

このほか、障がい者に対しては「当事者アンケート」を実施し、高齢者に対しては、鈴鹿亀山地区広域連合が要介護認定者等を対象に各種アンケートを実施しました。

① 市民アンケート調査の概要

本調査は、市民が日頃感じている本市の地域福祉全般に関する意識を把握し、これまでの取組の検証を行うとともに、高齢・障がい・地域福祉の各計画を一体的に策定する次期計画の基礎資料とすることを目的として実施しました。

《調査の方法》

調査対象者 亀山市在住の18歳以上の方から1,200人を無作為抽出
調査期間 令和7年10月22日～11月21日(調査基準日は令和7年10月1日)
調査方法 郵送によって配布し、調査票又はウェブにて回答

《配布・回収数》

配布数	不達等	有効 配布数	回収数	回収率	白紙 回答	有効 回収数	有効 回収率
1,200	6	1,194	591	49.5%	2	589	49.3%

※回収率、有効回収率については小数第二位で四捨五入しており、合計が合わない場合があります。

② 障がい者・障がい児福祉に関するアンケート調査の概要

本調査は、市内の各障害者手帳を所持されている方の障がい者福祉全般に関する意識を把握し、これまでの取組の検証を行うとともに、高齢・障がい・地域福祉の各計画を一体的に策定する次期計画の基礎資料とすることを目的として実施しました。

《調査の方法》

調査対象者 亀山市在住の各障害者手帳所持者の方から、2,000人を無作為抽出
(令和6年度末:身体 1,572 人・療育 472 人・精神 449 人 ※重複所持あり)
調査期間 第1回:令和7年9月1日～9月30日
第2回:令和7年12月22日～令和8年1月21日
調査方法 ウェブにて回答(希望者には、紙媒体にて回答)

《配布・回収数》

配布数	回収数	回収率	白紙 回答	有効 回収数	有効 回収率
2,000	568	28.4%	4	564	28.2%

※回収率、有効回収率については小数第二位で四捨五入しており、合計が合わない場合があります。

③ ヒアリング調査の概要

市内全地区の地域まちづくり協議会をはじめ、福祉に関する各種団体・機関の活動状況や、現在抱えている課題等を把握するため、ヒアリングシートに基づく聴き取り調査を実施しました。

《調査対象》

地 域	<u>市内22地区の地域まちづくり協議会</u> (昼生、井田川北、井田川南、川崎、野登、白川、神辺、野村、城東、城西、城北、御幸、本町、北東、東部、天神・和賀、南部、関宿、関北部、関南部、加太及び坂下)
団 体	<u>市内の福祉活動団体及び企業</u> (亀山市民生委員児童委員協議会連合会、亀山市老人クラブ連合会、チームオレンジかめやま、亀山親なきあとを考える会つむぐ・NPO 法人ぽっかぽかの会、UD夢ネット亀山、NPO 法人亀っ子サポート、不登校のこどもと親と地域の会でんでん、亀山市学童保育連絡協議会、亀山みんなの食堂、ジョイアス亀山、防災ボランティア、亀山市社会福祉法人連絡会、亀山保護司会・亀山更生保護サポートセンター、三重県地域生活定着支援センター、(株)キンレイ亀山工場及び(株)エイチワン亀山製作所)
支援機関	<u>権利擁護、ひきこもり等に関する支援機関</u> (鈴鹿亀山消費生活センター、三重県社会福祉士会、三重県司法書士会、三重弁護士会、東海税理士会、コスモス成年後見サポートセンター、鈴鹿保健所、鈴鹿厚生病院及び亀山市シルバー人材センター／シートにて回答を得た。)

各調査結果の概要は巻末に掲載するとともに、そのポイントは次ページに整理したとおりです。

④ アンケート・ヒアリング調査結果のポイント

●地域活動・担い手・理解について

(地域活動)

- 《市民アンケート》 「地域とのつながりを感じている」 50.6%(R3)⇒34.0%(R7)
 《地域ヒアリング》 見守り活動(75歳以上のみ世帯や独居高齢者)や三世代交流やサロンなどの事業を継続
 《団体ヒアリング》 居場所、啓発、就労体験、食料支援、防災、当事者活動などの活動を継続

(担い手)

- 《市民アンケート》 「自治会・まち協などの地域活動をしている」 34.9%(R3)⇒31.3%(R7)
 「ボランティア活動をしている」 11.1%(R3)⇒10.2%(R7)
 《地域ヒアリング》 高齢化が進み、定年延長や共働き世帯の増加で 60～70 代前半の新たな担い手を確保しにくい。
 《団体ヒアリング》 高齢化が進む一方で、若い世代が加わるのが難しい。専門職や指導員の確保も難しい。

(理解)

- 《団体ヒアリング》 認知症、障がい、不登校などへの理解を広げる必要性がある。

●困りごとなどの相談について

- 《市民アンケート》 (相談していない方の)相談していない理由
 「相談できる人がいない」 21.0%(R3)⇒35.5%(R7)
 「相談先がわからない」 16.1%(R3)⇒27.4%(R7)
 《団体ヒアリング》 支援者側からも、相談窓口は「どこへ行けばよいか分からない」、「行くこと自体が負担」という声が聞かれ、支援につながりにくい状況がある。
 本人や家族が早い段階で安心して話せる窓口と、あたたかい雰囲気づくりが求められている。

●災害時の助け合いについて

- 《市民アンケート》 頼る相手が「家族・親族」 88.0%(R3)⇒85.1%(R7)
 頼る相手が「近所の人」 29.3%(R3)⇒38.2%(R7)
 《地域ヒアリング》 自治会単位を基本に防災訓練や備蓄、要支援者(避難行動要援護者)名簿の整備が進む一方、支援体制に関して、まち協と自治会との役割分担が十分整理できているとは言えない状況
 《団体ヒアリング》 防災面では、避難行動要支援者への対応、避難所における配慮、連絡体制などが課題

●生活困窮について

- 《市民アンケート》 必要なこと
- | | |
|-------------------|-------|
| 1. 相談窓口 | 69.1% |
| 2. 働くための訓練・仕事の紹介 | 52.7% |
| 3. 住まいが得られること | 44.5% |
| 4. 子どもが教育を受けられること | 44.5% |
| 5. 一時的な手当が受けられること | 31.6% |

●ひきこもりについて

《市民アンケート》	必要なこと	1. 相談窓口	64.4%
		2. 働くための訓練・仕事の紹介	47.7%
		3. 地域に居場所があること	42.6%
		4. 規則正しい生活	31.0%
		5. 情報交換	21.7%
《地域ヒアリング》	ひきこもりや生活困窮は表出しにくい上、何となく分かっていても外からの接触は難しい		
《団体ヒアリング》	義務教育終了後の若者、障がい者手帳のない人、単身高齢者やひきこもりなど制度や組織の対象外になりやすい人が支援につながらないことが課題		

●障がい者福祉について

《市民アンケート》	行政に求められること	1. 働く場の確保や就労定着	65.9%
		2. 可能性を伸ばす教育	45.4%
		3. 早期発見	31.6%
		4. 施設・サービスの増加	31.6%
		5. サービスの情報提供の充実	17.3%
《当事者アンケート》	必要なこと	1. 必要なサービスの利用	57%
		2. 経済的な負担軽減	54%
		3. 在宅での医療的ケア	31%
		4. 相談体制の充実	19%
		5. 適した住宅の確保	16%
	仕事上の困りごと	1. 困っていることはない	50%
		2. 給与が少ない	26%
		3. 体力面が不安	17%
		4. 通勤が大変	9%
		5. 職場の人間関係がよくない	8%
・	社会全体に求めること	1. 特になし	34%
		2. 一般企業への就労促進	29%
		3. 地域などでの交流の場	29%
		4. 正しい知識の普及啓発	24%
		5. 障がい当事者による学校での教育	18%
		6. 教育現場でのインクルーシブ教育※の推進	15%
※障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に学び合うことを目指す教育			

●高齢者福祉について

《市民アンケート》	行政に求められること	1. 安心して医療・介護が受けられること	67.3%
		2. 相談体制	52.8%
		3. 生活支援(移動・買い物など)	42.3%
		4. 認知症の人・家族への支援	33.8%
		5. 生きがいづくり・交流の場	21.9%
《地域ヒアリング》	生活支援(ごみ出し、通院、買い物など)、独居・老々介護、介護予防、認知症の対応などが課題 高齢者の声を表出しにくい(遠慮や我慢)中で、日常の見守りや小さな困りごとへの支援が課題		

(参考) 高齢者介護に関する調査の概要(鈴鹿亀山地区全体)

本調査は、介護保険事業の円滑な実施と、高齢者の保健福祉サービスを充実させるための基礎資料として活用することを目的に、鈴鹿亀山地区広域連合が実施しました。

《調査の方法》

調査対象者

調査種別	調査対象者	調査件数
(1)在宅介護実態調査	要介護認定(要介護 1～5)又は要支援認定(要支援 1・2)を受けている在宅の方とその介護者の方	2,000 人抽出
(2)介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	65 歳以上の介護保険の被保険者で、介護保険の要介護認定(要介護 1～5)を受けていない方	2,000 人抽出
(3)第 2 号被保険者調査	40～64 歳の介護保険の被保険者のうち 55 歳以上で介護保険の要支援・要介護認定を受けていない方	1,000 人抽出
(4)居宅介護支援事業所調査	管内の居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所	すべて (79 事業所)
(5)介護支援専門員調査	管内の居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所に所属する介護支援専門員の方	すべて (269 人)
(6)サービス提供事業所調査	管内の介護保険サービスの提供事業所(有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を含む)	すべて (395 事業所)

調査期間 令和7年12月～令和8年1月

調査方法 郵送によって配布し、調査票又はウェブにて回答

《配布・回収数》

(単位：件)

調査種別	配布数 (A)	未着 数 (B)	有効 配付数 (C=A-B)	回収数 (D)	回収率 (D/C)	白紙 回答 (E)	有効 回収数 (F=D-E)	有効 回収率 (F/C)
(1)在宅介護実態調査	2,000	4	1,996	1,063	53.3%	35	1,028	51.5%
(2)介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	2,000	3	1,997	1,244	62.3%	6	1,238	62.0%
(3)第 2 号被保険者調査	1,000	3	997	463	46.4%	3	460	46.1%
(4)居宅介護支援事業所調査	79	—	79	69	87.3%	—	69	87.3%
(5)介護支援専門員調査	269	—	269	214	79.6%	—	214	79.6%
(6)サービス提供事業所調査	395	2	393	329	83.7%	1	328	83.5%

各調査結果の亀山市版概要は、巻末に掲載するとともに、そのポイントは次ページに整理したとおりです。

① アンケート調査結果のポイント

1 一人ひとりに応じた相談支援体制の整備

(1) 総合相談・情報提供

■地域包括支援センターの認知度

	在宅調査	ニーズ調査	2号調査
担当センターを知っている	62.7%	37.7%	37.5%
センターは知っているが、担当センターは知らない	24.6%	28.8%	27.5%
センターを知らない	12.7%	33.5%	35.0%

(2) 権利擁護・虐待防止

■成年後見や財産管理に関する不安(在宅調査)

- 1.「制度を利用すべきタイミング」 52.4%
- 2.「手続きが難しく面倒」 47.6%
- 3.「専門家費用がかさむ」 31.5%

■権利擁護が必要な人を制度利用につなげるための支援(ケアマネ調査)

- 1.「制度利用の手続き支援」 72.6%
- 2.「相談できる機会の充実」 64.2%
- 3.「必要な人への制度の周知」 55.7%

(3) 認知症施策の推進

■「チームオレンジ」に期待される役割(ケアマネ調査)

- 1.「ふだんの見守りや声かけ」 66.5%
- 2.「地域における居場所づくり」 56.1%
- 3.「生活のサポート」 55.2%

2 介護予防・生活支援サービスの提供

(1) 一般介護予防事業

■介護予防活動に対するニーズ

	ニーズ調査	2号調査
特になし	36.8%	28.2%
運動に関するもの	34.0%	33.3%
食事や栄養に関するもの	25.6%	25.6%
認知症予防に関するもの	24.4%	30.8%

3 在宅生活を支える環境の整備

(1) 家族介護への支援

■介護者の困りごと(在宅調査)

- 1.「介護者の代わりがない」 41.7%
- 2.「精神的に滅入ってしまう」 28.8%
- 3.「肉体的に疲れてしまう」 26.5%

■在宅生活が困難になる理由(ケアマネ調査)

- 1.「独居等で介護者がいないから」 65.4%
- 2.「認知症の症状が悪化するから」 58.8%
- 3.「身体介護が増大するから」 57.3%

■介護者の負担が軽減しない理由(ケアマネ調査、事業所調査)

- 1.「休日・夜間などの介護が負担になっている」 63.2%
- 2.「認知症の応対が負担になっている」 54.4%
- 3.「介護者の性格のため(心配性、内向的など)」 48.0%

(2) 医療と介護の連携

■人生会議(ACP)の認知度

	在宅調査	ニーズ調査	2号調査
知っている	3.8%	2.0%	5.1%
聞いたことはある	16.2%	15.3%	15.4%
知らない	80.0%	82.7%	79.5%

(3)現計画の主な成果と課題

総合福祉計画において課題解消につなげるため、これまでの各計画における施策の方向性ごとに主な取組実績を整理するとともに、残された今後の課題を抽出します。

① 地域福祉計画(地域福祉活動計画)

基本目標	施策の方向	主な取組実績
1 地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進	福祉意識の向上	・社会福祉大会の開催
	担い手の育成	・民生委員児童委員や福祉委員の研修、小中学生の福祉体験
	権利擁護の充実	・成年後見サポート事業の周知・啓発
	生活困窮者やひきこもり支援の促進	・生活困窮者自立相談支援 (R7:新規相談世帯数 106 世帯) ・児童生徒への支援 (R7:学習支援教室 145 回) ・ひきこもり支援 (R7:窓口開設、オンライン居場所参加者延べ 26 人)
	再犯防止対策の推進	・社会を明るくする運動
2 地域の連携で安心を生み出す環境づくり	情報提供の充実	・地域福祉カルテの提供 (人口推移・サロン・まち協活動・福祉委員会活動)
	福祉サービスの向上と相談体制の充実	・「福祉なんでも相談窓口」の開設
	地域福祉・ボランティア活動の推進	・亀山市市民活動・ボランティアセンター「ぷらっと」を開設 (R7:亀山市ボランティアセンター登録者数 504 人)
	地域の防災対策の充実	・災害ボランティアセンター設置訓練の実施
	関係機関の連携強化	・重層的支援体制 (R7:複合的な課題のある新規相談 71 世帯) (R7:就労体験 5 人、就労体験協力事業所 13 社)
3 身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進	地域活動の充実	・生活支援コーディネーター(社協)が地域活動を支援
	健康づくり・生きがいづくり	・サロン団体の交流会を開催し、意見交換会
	助け合い・支え合い活動の充実	・「ちょこボラ」に取り組む地域まちづくり協議会 (R7:5 地区)

今後の課題

◆【基本目標1:地域福祉を支える人材の育成と自立支援の推進】に対する課題

(福祉意識の向上)

・講演会・研修会・身近な地域での交流会・学校などで、より福祉意識の向上を図る必要があります。

(担い手の育成)

・現役の担い手の高齢化に加え、新規の担い手も、定年延長や共働き世帯の増加、国からの報酬の少なさなどを背景に減少しています。こうした状況の中、担い手として活動している方々に対する支援の充実が重要な課題となっています。

(生活困窮者やひきこもり支援の促進)

・生活保護被保護者には、適切な支援と伴走型支援の充実が必要です。生活保護までに至らない生活困窮者は相談件数が減少する一方、食料支援・貸付の再相談が多く、脱却が難しい状況で、ハローワーク等と連携し、就労支援を強化する必要があります。

・オンライン居場所の周知を強化するとともに、段階的に対面の社会参加へつなげる必要があります。

◆【基本目標 2:地域の連携で安心を生み出す環境づくり】に対する課題

(情報提供の充実、福祉サービスの向上と相談体制の充実)

・生活困窮者やひきこもりの方へ必要な支援情報が確実に届くよう、周知を一層強化する必要があります。また、相談者が抱える要因や課題は多岐にわたることから、引き続き相談者に寄り添い、課題解決に向けた丁寧な支援が求められています。

(地域の防災対策の充実)

・大規模災害に備え、福祉的な支援体制を構築するため、平時から避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画の策定を進めるとともに、災害ボランティアセンターの機能充実を図る必要があります。

(関係機関の連携強化)

・「相談支援」については、必要な人に必要な情報が確実に届くよう、情報提供の充実を図るとともに、引き続き積極的なアウトリーチを行いながら、伴走型で支援できる相談体制の強化や、各分野の制度を熟知した専門職の人材確保・育成が求められます。

・「参加支援」については、就労体験等協力事業者が13社になり、就労面の支援は充実してきていますが、支援対象者の個々のニーズが多様化しているため、就労支援以外での居場所づくりなどの支援も求められています。

・子育て世帯からの相談が増加している現状を踏まえ、教育委員会や学校などの教育関係機関との連携を一層強化する必要があります。

・不登校生徒等に対しては、義務教育終了後を見据えた支援体制の整備も求められています。

◆【基本目標3:身近な地域での助け合い・支え合い活動の促進】に対する課題

(地域活動の充実)

・生活支援コーディネーター(SC)やコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が地域の方々と協働し、課題の共有及び解決策の検討が行えるよう、関係機関と住民相互のネットワークづくりを進める必要があります。

(助け合い・支え合い活動の充実)

・身近な助け合い活動を行う「ちょこっとボランティア(ちょこボラ)」を市内5地区で実施しており、継続的に支援するとともに、新たな立ち上げを検討する地区への支援の必要があります。

②障がい者福祉計画

基本目標	実施目標・施策の方向	主な取組実績
1 地域で安心して暮らせるまちづくり	【地域で支え合う共生社会の実現】 ・障がいと障がいのある人への理解の促進 ・ボランティア活動の推進 ・ひきこもり状態にある人への支援の推進 ・虐待防止の啓発	・ヒューマンフェスタでの出展 (R7:13 団体) ・令和8年度障がい者サポーター養成に向けた検討、準備 ・障がい者虐待の相談受理・対応 (R7:施設3、養護者等3)
	【相互理解と社会参加の促進】 ・障がい者差別解消に向けた取組の推進 ・スポーツ・文化芸術活動等の推進 ・福祉教育の推進	・障がいの理解促進のための啓発物品を二十歳のつどいで配付 ・子ども向け手話体験講座を開催 (R7:1 回)
2 多様性を尊重し、つながり合う環境づくり	【包括的相談支援体制の構築】 ・早期発見・早期治療の推進 ・総合相談窓口の設置 ・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・障がいのある人の家族支援	・障がい者総合相談支援センター「あい」の委託法人を変更 (R7:実支援者 218 人、延べ相談件数 1,846 件)
	【障がい児支援体制の確保】 ・療育体制の充実 ・医療的ケア児の支援の充実 ・子育てを支援する受入体制の整備 ・特別支援教育の充実	・にじいろノート配布(R7:99冊) ・保育所訪問(巡回支援専門員の配置) ・にじいろネット5市連携研究会に参加し、三重県の医療的ケア児政策や情勢の情報共有
3 自立した生活のできる体制づくり	【雇用・就業機会の確保と拡大】 ・就労準備支援の充実 ・雇用の場の確保 ・就労定着に向けた支援	・障がい者総合相談支援センター「あい」での就労支援 (R7:延べ支援件数 163 件) ・就労選択支援事業の開始に向けた圏域での協議 ・障がい者就職面接会の開催 (R7:延べ面接人数 41 人)
	【自立生活のための環境整備】 ・障がい福祉サービスの充実 ・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 ・防災・安全対策の充実 ・権利擁護対策の充実	・成年後見制度の利用促進 (R7:新規相談件数 41 件、延べ相談件数:266 件) ・啓発セミナー開催(R7:1 回) ・受任調整会議開催(R7:3 回) ・成年後見制度補助事業の対象者を明確化

今後の課題

◆【基本目標1:地域で安心して暮らせるまちづくり】に対する課題

(相互理解と社会参加の促進)

- ・障がいや障がい者(児)に対する正しい理解を幅広い世代へ啓発するとともに、当事者やその家族との交流を通じた相互理解を深めていくことが重要です。あわせて、地域社会における合理的配慮を推進する必要があります。
- ・障がい者や障がい特性等について理解し、地域で声掛けや支援のできる支援の輪を広げるため障がい者サポーター養成講座を継続して開催します。
- ・地域交流や創作活動のできる居場所として地域活動支援センターの開設が期待されています。

◆【基本目標2:多様性を尊重し、つながり合う環境づくり】に対する課題

(包括的相談支援体制の構築)

- ・令和 7 年度から障がい者総合相談支援センターの委託法人を変更し、相談窓口を障がい者支援グループ内に設置しました。周知は進みつつあるものの、引き続き相談しやすい窓口としての認知向上を図るとともに、関係機関との連携を強化し、複合化・複雑化する課題にも対応できる体制を強化する必要があります。
- ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた積極的な相談支援体制を進めていく必要があります。
- ・障がい福祉サービスの利用希望者の増加に対し、提供体制が十分に確保されていない状況にあります。このため、広域連携によるサービスの補完や福祉人材の確保・育成が必要です。

◆【基本目標3:自立した生活のできる体制づくり】に対する課題

(雇用・就業機会の確保と拡大)

- ・都市部と比べて企業数が少なく、公共交通手段も限られているため、働く場所との接点が乏しく、就職や生活の安定につながりにくい状況にあります。
- 一方で企業・事業所側にも、法定雇用率の達成だけでなく、職場環境の整備や通勤手段の確保など、合理的配慮への理解と実践が求められています。

(自立生活のための環境整備)

- ・必要な支援の確保を前提としつつ、利用者の自立及び社会参加の促進に向け、相談支援機能の強化や相談支援専門員の資質向上、制度理解の促進等を図り、適切で持続可能なサービス提供体制の整備を進める必要があります。
- ・地域で安心して暮らすため、有事に対応できる個別避難計画の立案を進め、支援者等とも共有していく必要があります。

③高齢者福祉計画

基本目標	施策の方向	主な取組実績
1 地域包括ケア推進のための基盤整備	高齢者の相談支援体制の整備	・地域包括支援センターの周知 ・地域課題の解決に向けた協議
	高齢者の社会参加と生きがいづくり	・地域住民が互いに支え合う活動の推進 (R7:「ちょこボラ」に取り組む地域まちづくり協議会 5 地区)
2 在宅医療・介護連携の充実	在宅医療・介護に係る多職種連携の強化	・多職種連携の支援・強化 (R7:バイタルリンクの延べ登録患者数 143 人) ・専門職向け研修・普及啓発 (R7:多職種連携研修の開催回数 3 回) ・亀山市版エンディングノート作成、配布
3 認知症高齢者支援の推進	認知症高齢者に寄り添うまちづくり	・認知症サポーターの養成 (R7:認知症サポーター養成者数(累計)5,921 人) ・チームオレンジかめやまの活動の推進 ・認知症相談支援・早期対応 (カナリアチーム、地域包括支援センター相談体制)
	虐待対応、成年後見制度などの権利擁護	・高齢者虐待への対応 (R7:相談・通報受理件数 7 件) ・成年後見制度の利用支援 (R7:後見人等報酬の助成 9 件)
4 介護予防・生活支援サービスの充実	介護予防・健康づくり支援の一体的提供	・介護予防教室の実施 (R7:実施回数 265 回) ・高齢者の通いの場の支援 (R7:サロンや老人クラブの数 131 団体) ・住民参加型フレイルチェックの開始
	生活支援サービスの提供・見守り支援	・生活支援に資するサービス提供事業者の掘り起こし等 ・地域での高齢者見守り活動の促進
5 住まいと暮らしの環境づくり	高齢者の住まいのセーフティネット	・介護保険事業計画に沿った施設整備にかかる事務調整など (R7:認知症グループホーム整備 1 件) ・市営住宅への優先入居や住宅相談会、高齢者向け住宅の情報提供

今後の課題

◆【基本目標1:地域包括ケア推進のための基盤整備】に対する課題

(高齢者の相談支援体制の整備)

・本市では全国と同様に少子高齢化が進展し、高齢者人口や高齢化率の上昇が続いています。今後は、団塊ジュニア世代が高齢期を迎える2040年に向け、労働力不足や社会保障費の増大が懸念される「2040年問題」へ対応するため、限られた資源の中で「持続可能な地域包括ケア体制の構築」を図ることが極めて重要な課題となっています。

・住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括支援センターを中心に多様な主体が連携した地域包括ケアの推進を図っています。今後は、必要な支援を早期に届けるため、身近な相談窓口である地域包括支援センターの市民に対する認知度の向上と相談支援体制の強化が求められています。

◆【基本目標2:在宅医療・介護連携の充実】に対する課題

(在宅医療・介護に係る多職種連携の強化)

・高齢者が安心して在宅療養や終末期を迎えるためには、多職種の連携強化が不可欠です。今後は、地域医療連携・介護情報連携ネットワーク(バイタルリンク)等の更なる活用と普及を促進し、介護・医療・保健・福祉に関する多職種連携の強化が求められています。

◆【基本目標3:認知症高齢者支援の推進】に対する課題

(認知症高齢者に寄り添うまちづくり)

・認知症になっても望む暮らしを地域で続けられる「新しい認知症観」の下、共生の地域づくりが重要です。今後は、本人が思いを発信できる機会の創出と市民の理解促進を進めるとともに、「チームオレンジ」や関係機関の機能を強化し、地域における見守り体制の構築や交流支援など、当事者の視点に立った施策や総合的な支援を講じることが求められています。

(虐待対応、成年後見制度などの権利擁護)

・高齢者虐待や消費者被害といった権利侵害リスクへの対応として、関係機関が緊密に連携した権利擁護体制の構築が急務となっています。成年後見制度などの権利擁護制度については、利用タイミングや手続き、費用面でのハードルが指摘されていることから、今後は制度の周知啓発を一層強化し、円滑な制度利用を促進するとともに関係機関と連携した取り組みが求められています。

◆【基本目標4:介護予防・生活支援サービスの充実】に対する課題

(介護予防・健康づくり支援の一体的提供)

・高齢者が地域で自立した生活を継続できるよう、介護予防や日常生活支援の充実に加え、健康づくりと地域での支え合いを一体的に推進する必要があります。さらに、住民自身が「自分事」として介護予防や地域活動へ主体的に参画することを促し、高齢者自身による健康維持が求められています。

◆【基本目標5:住まいと暮らしの環境づくり】に対する課題

(高齢者の住まいのセーフティネット)

・高齢者の居住の安定確保に関する法等の改正を踏まえ、これらを支える「生活環境」、「移動」及び「見守り」を一体的に整備することが求められています。引き続き福祉と居住支援の連携強化を図りつつ、高齢者の安心な住まいの確保を支援していくことが求められています。

(4)計画を取り巻く課題の整理

アンケート結果、ヒアリング結果及び各福祉分野の計画に基づく取組実績と課題を整理すると、本計画を取り巻く課題として、次のようなものが考えられます。

総合福祉計画に向けては、3つの計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、新たな施策の設定や施策の充実を図ることが必要です。

【1:福祉意識や担い手について】

① 福祉意識の向上について

- ・福祉への関心はあるが、理解や行動につながっておらず、世代間で差があります。
- ・相互理解を深めるため、認知症・障がい・不登校・外国人等への理解促進の必要があります。
- ・講演会・研修会・身近な地域での交流会・学校などで、より福祉意識の向上を図る必要があります。
- ・障がいへの正しい理解を全世代に広げ、当事者・家族との交流で相互理解の促進と併せて合理的配慮を推進する必要があります。
- ・障がい特性の理解を深め、声掛け・支援の輪を広げるため、障がい者サポーター養成講座を継続して実施する必要があります。

② 地域での見守り・支え合い活動について

- ・生活支援コーディネーター(SC)やコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が地域の方々と協働し、課題の共有及び解決策の検討が行えるよう、関係機関と住民相互のネットワークづくりを進める必要があります。
- ・身近な助け合い活動を行う「ちょこっとボランティア(ちょこボラ)」を市内5地区で実施しており、継続的に支援するとともに、新たな立ち上げを検討する地区への支援の必要があります。
- ・認知症を理解し、認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターやチームオレンジなど地域資源を活用した見守りや支え合い活動を強化する必要があります。

③ 福祉人材の育成について

- ・担い手不足は地域活動やボランティア活動に共通する大きな課題であり、定年延長や共働き世帯の増加により、運営体制の維持が難しくなっています。
- ・高齢化が進む一方で若い世代の参画が進まず、専門職や指導員の確保も困難な状況です。
- ・現役の担い手の高齢化に加え、定年延長や共働き世帯の増加、国からの報酬の低さ等を背景に新規担い手も減少しています。このため、担い手として活動する人への支援の充実が重要な課題です。

【2:ひとりぼっちをつくらない支援体制について】

④ 生活困窮者やひきこもり支援について

- ・生活保護被保護者には、適切な支援と伴走型支援の充実が必要です。生活保護までに至らない生活困窮者は相談件数が減少する一方、食料支援・貸付の再相談が多く、脱却が難しい状況で、ハローワーク等と連携し、就労支援を強化する必要があります。
- ・オンライン居場所の周知を強化するとともに、段階的に対面の社会参加へつなげる必要があります。

⑤ 交流・活動機会について

- ・地域のサロンやボランティア活動を支援していますが、高齢化と参加者の固定化により新規参加が進まず、活動が途絶える団体が出てきています。
- ・地域交流や創作活動ができる居場所として、地域活動支援センターの開設が期待されています。
- ・認知症になっても地域で望む暮らしを続けられる「新しい認知症観」の下、本人が思いを発信できる機会の創出と市民の理解を促進するとともに、「チームオレンジ」や関係機関を強化し、見守り・交流支援など当事者視点の施策を総合的に進める必要があります。
- ・高齢者が地域で自立した生活を継続できるよう、介護予防や日常生活支援の充実に加え、健康づくりと地域での支え合いを一体的に推進する必要があります。さらに、住民自身が「自分事」として介護予防や地域活動へ主体的に参画することを促し、高齢者自身による健康維持が求められています。

⑥ 雇用・就業機会について

- ・都市部に比べ企業が少なく公共交通も限られるため、就労先との接点が乏しく、就職・生活の安定につながりにくいのが現状です。企業側にも、法定雇用率の達成に加え、職場環境整備や通勤手段の確保など、合理的配慮の理解と実践が求められています。

【3:安心して暮らし続けられる包括的相談支援について】

⑦ 情報提供について

- ・相談したくても「相談できる人がいない」「どこに相談すればよいかわからない」など、相談の入口に課題があります。
- ・支援者側も同様の課題を感じており、支援につながりにくくなっています。
- ・義務教育終了後の若者、手帳のない障がい者、単身高齢者、ひきこもりの人などは相談先の周知不足で支援につながりにくくなっています。
- ・生活困窮者やひきこもりの人に支援情報が確実に届くよう周知を強化し、多様な課題に寄り添った丁寧な支援を継続する必要があります。

⑧ 包括的支援体制について

- ・令和 7 年度から障がい者総合相談支援センターの委託法人を変更し、相談窓口を障がい者支援グループ内に設置しました。周知を進めるとともに、関係機関との連携を強化し、複合・複雑化する課題に対応できる体制を整備する必要があります。
- ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向け、相談支援体制を強化する必要があります。
- ・障がい福祉サービスの需要増に対し供給が不足しているため、広域連携による補完と、人材確保・育成を進める必要があります。
- ・団塊ジュニア世代の高齢期到来により、高齢化や労働力不足、社会保障費の増大が懸念される「2040 年問題」への対応として、限られた資源の中で持続可能な地域包括ケア体制を構築することが重要な課題となっています。
- ・地域包括支援センターを中心に多様な主体が連携し、地域包括ケアを推進しています。今後は必要な支援を早期に届けるため、身近な相談窓口である地域包括支援センターの認知度向上と相談支援体制の強化が求められます。
- ・地域包括支援センターの認知については、介護保険第 2 号被保険者(40～64 歳)や一般層で「知らない」が 3 割超の一方、認知者の「相談したい」は 7～8 割と高く、潜在ニーズを取りこぼしている状況です。また、人生会議(ACP)についても「知らない」が約 8 割で、認知は 1 割未満となっています。
このため、高齢者本人だけでなく家族(現役世代)にも届くよう、広報紙中心からデジタル媒体や職域(企業)などへ発信手法を見直す必要があります。
- ・高齢者が安心して在宅療養や終末期を迎えられるよう、多職種連携の強化が不可欠となっています。今後は、地域医療連携・介護情報連携ネットワーク(バイタルリンク)等の活用と普及を一層促進し、介護・医療・保健・福祉の連携強化を図る必要があります。

⑨ 《地域福祉力向上重層的支援体制整備事業》

- ・相談者が自立し、自分らしく暮らしていくためには、社会資源の開発、教育機関等の他分野との連携強化、地域とのつながりを生み出す仕組みづくりなど、更なる取組が求められています。
- ・「相談支援」については、必要な人に必要な情報が確実に届くよう、情報提供の充実を図るとともに、引き続き積極的なアウトリーチを行いながら、伴走型で支援できる相談体制の強化や、就労面などでの専門職の人材確保・育成が求められています。
- ・「参加支援」については、就労体験等協力事業者が13社になり、就労面の支援は充実してきていますが、支援対象者の個々のニーズが多様化しているため、就労支援以外での居場所づくりなどの支援も求められています。

- ・子育て世帯からの相談が増加している現状を踏まえ、教育委員会や学校などの教育関係機関との連携を一層強化する必要があります。
- ・不登校生徒等に対しては、義務教育終了後を見据えた支援体制の整備も求められています。

⑩ 福祉サービス等について

- ・必要な支援を確保しつつ自立・社会参加を促進するため、相談支援の強化、相談支援専門員の資質向上、制度理解の促進等により持続可能な提供体制を整備する必要があります。
- ・高齢者の居住の安定確保に関する法改正を踏まえ、「生活環境」、「移動」及び「見守り」を一体的に整備することが求められています。引き続き、福祉と居住支援の連携を強化し、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保を支援していく必要があります。

⑪ 虐待防止と権利擁護について

- ・高齢者虐待や消費者被害などの権利侵害リスクに対応するため、関係機関が緊密に連携した権利擁護体制の構築が急務となっています。
- ・成年後見制度は利用時期や手続き、費用面の課題が指摘されているため、周知啓発を強化して円滑な利用を促すとともに、関係機関と連携した取り組みが求められます。
- ・成年後見・財産管理では、「利用のタイミング」(52.4%)と「手続きが難しい」(47.6%)が主な不安要素となっています。支援ニーズも「手続き支援」(72.6%)が突出しており、相談窓口の設置に加え、「申立書類の作成補助」や「利用時期の助言」など、手続きに伴走する体制(専門窓口の機能強化)が求められます。

⑫ 災害や緊急時の安心・安全対策について

- ・災害時は地域内の助け合い、特に「近所の人」への期待が高まっており、平時から近隣関係を築き、共助体制を強化することが課題となっています。
- ・避難行動要支援者への対応や避難所での配慮、役割分担・連絡体制及び災害ボランティアセンター運営について、平時から備える必要があります。
- ・大規模災害に備え、平時から避難行動要支援者名簿の更新や個別避難計画の策定を進めるとともに、災害ボランティアセンターの機能を充実させ、福祉的支援体制を整備する必要があります。
- ・地域で安心して暮らすため、有事に備えた個別避難計画の作成を進め、支援者等と共有する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

(1)基本理念

今後本格化していく人口減少社会においては、地域住民一人ひとりが役割を持ち、互いに支え合いながら自分らしく活躍できる地域社会を形成することが求められています。介護、障がい福祉、子ども・子育て支援などの公的な福祉サービスと協働し、助け合って暮らせる「地域共生社会」の実現が重要です。

亀山市の未来を描く「第3次亀山市総合計画」では、将来都市像として『人とまちの輝きが未来を創る 緑の健都 かめやま』を掲げ、まちづくりの基本方針を『多彩なつながりで地域幸福度を高めるまちづくり』としています。全ての主体が持つ力を合わせ、連携・協働してまちづくりを進めることを目指しています。

こうした方針を踏まえ、亀山市では、これまで市民や地域が培ってきた力をいかしながら、地域福祉のネットワークをさらに強化し、互いに支え合う「共助」の機能を高めていきます。そして、多様な人々が心身ともに健やかに日々を過ごせる「地域共生社会」の実現を目指し、次の基本理念を掲げます。

「ともに支え ともに輝く 安心と共生のまち」

「地域共生社会」においては、従来の「支える側」「支えられる側」という関係を越え、支援者と本人が出会い、支援のプロセスを通じて互いに成長していくことが重視されています。

こうした関係性の中で、誰もが多様な役割や参加の機会を得て、地域における助け合いが生まれるとされています。

この基本理念には、「福祉＝受け取るもの」というイメージにとどまらず、自分から発信し、役割を担い、一人ひとりが社会の一員として「輝く」という方向性が含まれています。

人口減少や高齢化が進む中で、地域で支え合う仕組みづくりはますます重要になっていますが、単なる「支え合い」にとどまらず、社会的役割を持つことで他者と関わり合い、生き生きと活躍し、それが「生きがい」につながることを期待されています。

さらに、亀山市ならではの、人と人との距離の近さやアウトリーチのしやすさといった強みをいかし、住み慣れた地域の中で生活を継続できるとともに、「人とつながり・支え合い、一人ひとりの違いを尊重し、誰もが安心して自分らしい暮らしができるまち」を目指します。

(2)基本目標

基本理念の具現化を図るために推進する基本的な目標については、次の3つを掲げます。
また、基本的な目標は、各分野における基本的な考え方を踏まえつつ、計画を取り巻く課題に対して相互に連動させ、全体として包含することで、取組を一層強化できるようにします。

基本目標① 誰もがお互いさまの気持ちで、地域で支え合っている

誰もが福祉を自分事として捉え、「支える側」「支えられる側」という関係ではなく、「お互いさま」の気持ちを大切にしながら、公的サービスと連携した見守りや支え合いの地域福祉活動が充実するまちを目指します。

その基盤となる、思いやりや互いを認め合う意識を地域全体で育んでいきます。

基本目標② 誰もが役割を持ち、自分らしく輝いている

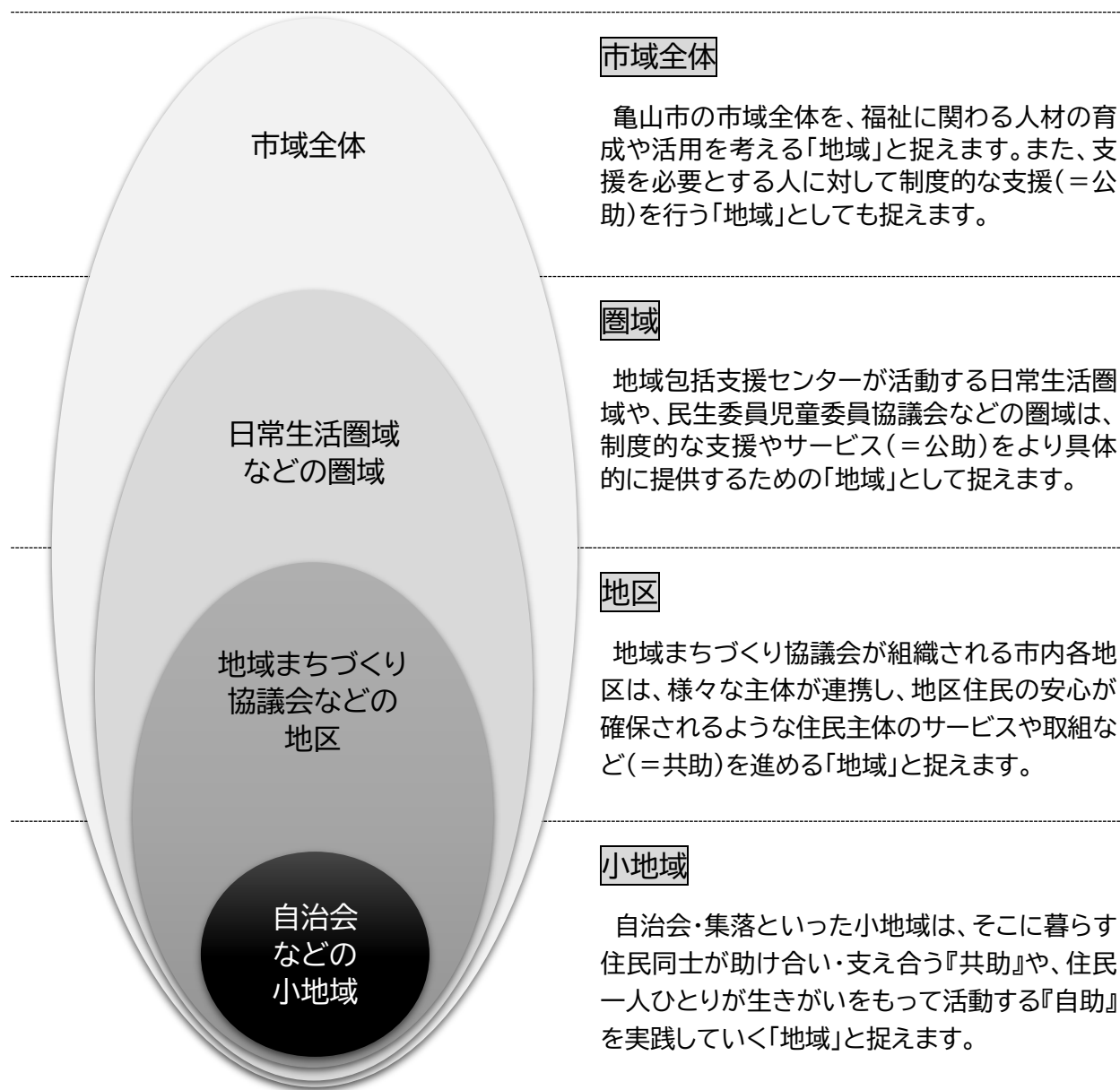
誰もが尊厳を持ち、一人ひとりの違いを尊重し、認め合い、生き生きと健やかに活躍できるよう、地域の中で役割を持ちながら、自立支援と権利擁護によって社会とのつながりを保てるまちを目指します。

基本目標③ 誰もが居心地よく、安心して暮らしている

様々な人が寄り添いながら関わることで、誰もが居心地の良さを感じられるよう、亀山市ならではの人と人との距離感やアウトリーチのしやすさといった強みをいかした相談支援や福祉サービス、安心・安全対策が充実したまちを目指します。

(3)地域の捉え方

基本理念の下、福祉に係る取組を重層的に進めるため、各層の「地域」を次のようにとらえます。



(4) 亀山らしい「包括的支援」の充実・強化について

本市では、「地域共生社会」の実現を目指し、複雑化・複合化する福祉課題や制度の狭間にあるニーズに対応するため、一人ひとりに寄り添うオーダーメイド型の「重層的支援体制」の整備を進めてきました。

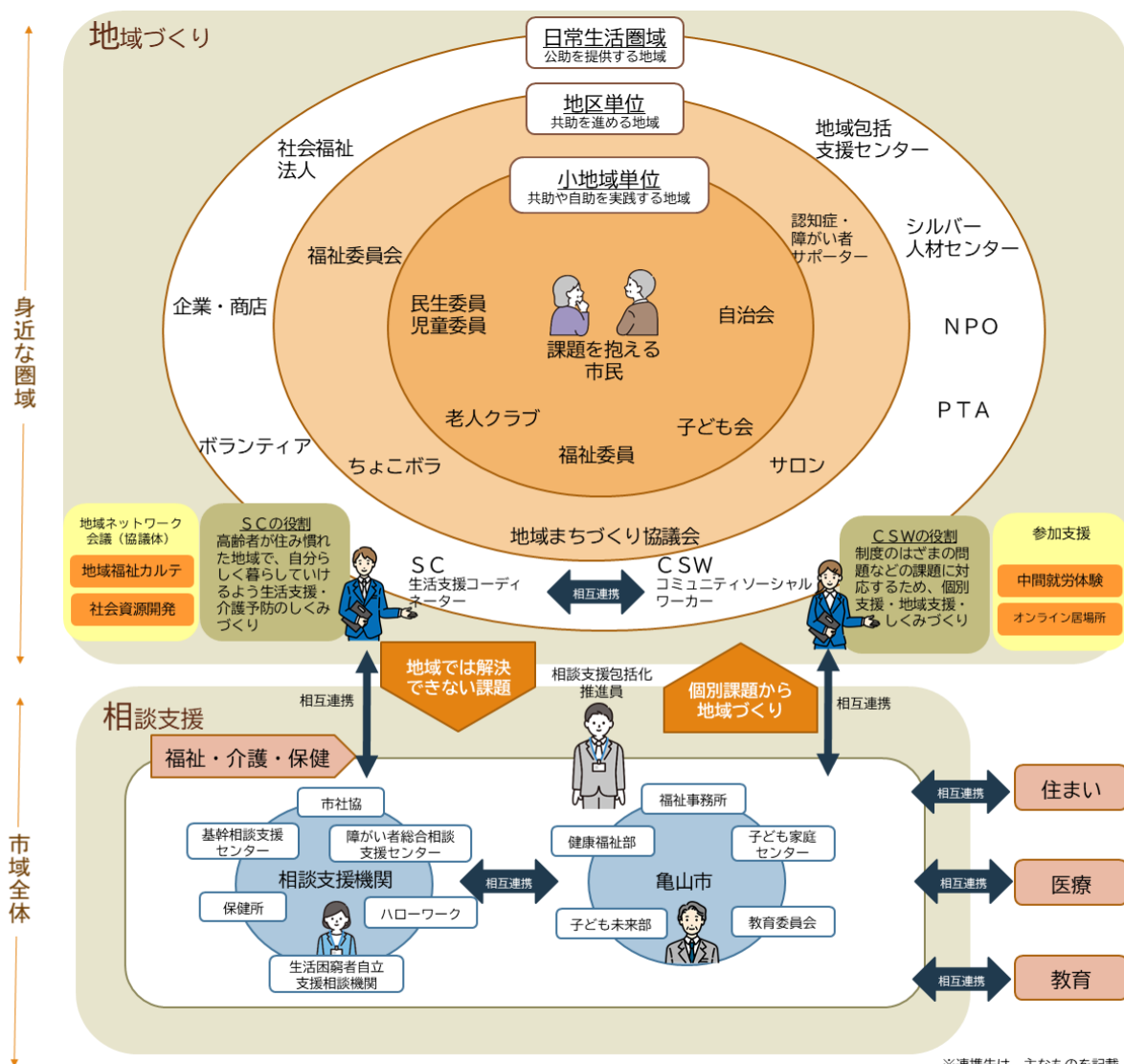
今後はこの取組を更に深化・充実させ、相談窓口や専門職、支援機関といった担い手だけでなく、地域の人々や団体、事業所なども含めた社会全体が「支え合い・助け合いの担い手である」との認識を共有し、人と人とのつながりを基盤とする「包括的支援体制」の充実・強化を図ります。

この体制は、公的な支援「公助」と地域での支え合い「共助」を両輪とし、あらゆる困りごとを分野を越えて「丸ごと」受けとめる仕組みを本市の実情に合わせて構築するものです。

そして、本市ならではの人のつながりや距離の近さをいかしたきめ細やかな支援を展開します。

この「亀山らしい包括的支援」を、本計画の全ての取組に共通する基礎とし、各施策の「横串」として位置づけます。

◆亀山らしい「包括的支援」のイメージ



※連携先は、主なものを記載

下記の3つの機能により地域住民等と支援関係機関が協力し、地域生活課題を抱える地域住民に包括的な支援を行うものです。

●地域で支え合う機能

●支援関係機関が連携して支援を行う機能

●地域と支援機関をつなぐ機能

(5)計画の体系

基本理念

ともに支え ともに輝く 安心と共生のまち

基本目標

1

誰もお互いさまの気持ちで、
地域で支え合っている

2

誰もが役割を持ち、
自分らしく輝いている

3

誰もが居心地よく、
安心して暮らしている

基本施策

一人ひとりが
尊重され、
認め合える
機会の拡大

助け合い・
支え合える
地域づくり
の推進

ひとりぼっち
をつくらず、
社会とのつ
ながりを支え
る支援

全ての市民
が役割を持
ち、健やかに
活躍できる
機会の拡大

あらゆる
生活課題に
寄り添う
相談支援

住み慣れた
地域での安
心な暮らし
の支援

施策の方向

● 福祉教育の推進
● 福祉意識の向上

● 福祉人材の育成
● 地域での見守り・支え合い活動の促進

● 再犯防止対策の推進と更生支援
● 生活困窮者やひきこもり支援の推進

● 雇用・就業機会の確保と拡大
● 交流・活動機会の充実
● 地域活動の支援

● 包括的支援体制の充実
● 総合相談体制の充実
● 情報提供の充実

● 災害や緊急時の安心・安全対策の充実
● 虐待防止と権利擁護の推進
● 福祉サービス等の充実

亀山らしい包括的支援

